

○新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令第十一條第一項の厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の指定する電子計算機、同項の届出等及び同令第十三条の申出等を行おうとする者の使用に係る電子計算機の技術的基準、同令第十一條第二項第三号の電子証明書並びに第十三条の事項の入力方法等に関する告示

(平成二十二年三月三十一日厚生労働省・経済産業省・環境省告示
第十一号)

最終改正 令和二年三月一日
厚生労働省・経済産業省・環境省告示第一号
施行日 令和二年四月一日

第一条 新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令(昭和四十九年厚生省令第一号。以下「省令」という。)第十一條第一項に

規定する厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣の指定する電子計算機とは、経済産業大臣の使用に係る電子計算機とする。

第二条 省令第十一條第一項に規定する届出等(以下単に「届出等」という。)及び省令第十三条に規定する申出等(以下単に「申出等」という。)を行おうとする者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、次の各号に掲げる機能の全てを備えたものとする。

一 経済産業大臣が交付するソフトウェア又は経済産業大臣の使用に係る電子計算機から入手したソフトウェアを用いて、経済産業大臣の使用に係る電子計算機から入手した様式に入力できる機能

二 インターネットを利用して経済産業大臣の使用に係る電子計算機と通信できる機能

第三条 届出等を行う者が、省令第十一條第一項ただし書の規定に基づき書面等を提出するときは、当該書面等に厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が電子情報処理組織を使用して届出等を行つた者に対して付与する識別番号を表示して、電子情報処理組織を使用して届出等を行つた日から三日以内に当該書面等を提出しなければならない。

第四条 省令第十一條第二項第三号に規定する電子証明書は、次の各号の

要件の全てに該当するものとする。

一 政府認証基盤(複数の認証局(ISO/IEC(国際標準化機構/国際電気標準会議。以下単に「ISO/IEC」という。)九五九四一八(二〇〇一年版)の三・三・一六に規定する認証局をいう。以下同じ。)によって構成される認証基盤(ISO/IEC九五九四一八(二〇〇一年版)の三・三・四五に規定する認証基盤をいう。)であつて、行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。以下同じ。)におけるブリッジ認証局(政府認証基盤を構成する認証局であつて、政府認証基盤を構成する他の認証局以外の認証局と相互認証(ISO/IEC九五九四一八(二〇〇一年版)の八・一・二に規定する相互認証をいう。以下同じ。)を行うことができるものをいう。)と相互認証を行つて、政府認証基盤を構成する認証局以外のものが作成した電子証明書(省令第十一条第二項第一号に規定するものを除く。)であること。

二 経済産業大臣が交付するソフトウェア又は経済産業大臣の使用に係る電子計算機から入手したソフトウェアを用いて送信することができること。

第五条 申出等を行おうとする者は、省令第十三条の規定により、同条第二号に掲げる事項を入力するときは、経済産業大臣の使用に係る電子計算機から入手したソフトウェアを用いて、経済産業大臣の使用に係る電子計算機から入手した様式に入力して行わなければならない。